

精華町コミュニティーホールの指定管理者を次のとおり募集する。

令和 7 年 7 月 2 8 日

精華町長 杉浦 正省

1 指定管理者が管理を行う施設

- (1) 名称 精華町コミュニティーホール
- (2) 所在地 京都府相楽郡精華町光台七丁目 1 1 番地

2 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること（個人での申請はできない。）
- (2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本町の一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 1 7 年精華町要綱第 9 号）（同要綱を準用する場合を含む）の規定により、本町の一般競争入札又は指名競争入札の指名停止措置を受けている者
 - ⑤ 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者
 - ⑥ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条及び精華町暴力団排除条例（平成 2 3 年精華町条例第 3 0 号）第 2 条に掲げる暴力団、その他集団的に又は武力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行う者
 - ⑧ 国税又は地方税等を滞納している者
 - ⑨ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

4 指定管理者が行う業務の範囲及びその内容

- (1) 貸館事業に係る業務（利用許可等）に関すること
- (2) コミュニティーホールの維持管理に関すること
- (3) 利用者の安全管理に関すること
- (4) 書類の管理・保存に関すること
- (5) 報告・指示等に関すること
- (6) その他町長が特に必要と認める事項

5 利用料金制の採用

指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を収入として収受するものとする。

6 指定の手続

（1）指定管理者の募集

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、精華町コミュニティホールの指定管理者の募集に関する要項（以下「募集要項」という。）を参照のこと。募集要項は、令和7年7月28日（月）から令和7年8月29日（金）まで、8に掲げる場所で配布するとともに、町ホームページに掲載する。

（2）申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、申請受付期間内において、次に掲げる書類を8に掲げる場所まで持参し、提出すること。なお、郵送またはファクスによるものは受け付けない。

- ① 精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年精華町規則第28号）第3条の規定に基づく指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）
- ② 事業計画書及び収支計画書
- ③ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ④ 法人等の事業及び活動内容に関する書類
- ⑤ 法人等の経営状況を説明する書類（申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び前事業年度の収支決算書）
- ⑥ 法人については、当該法人の履歴事項全部証明書、法人でない団体については、役員名簿
- ⑦ 法人については、法人税納税証明書及び消費税納税証明書、法人でない団体については、代表者の納税証明書
- ⑧ 共同体協定書等（共同体の申請の場合のみ共同体構成届（協定書兼委任状））（様式1）
- ⑨ 宣誓書（様式2）
- ⑩ その他町長が必要と認める書類

（3）申請受付期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月29日（金）までの午前9時から正午及び午後1時から5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び休日は除く。

（4）指定管理者の指定

町長は、選定委員会の審査の結果を受け、指定管理者の候補者を選定し、精華町議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

7 協定の締結

町と指定管理者は、精華町コミュニティホールの運営に関して、精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年精華町条例第26号）第7条の規定に基づき、必要な事項について協定を締結する。

8 申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地
精華町役場庁舎5階 総務部自治振興課地域協働係

電話：0774-95-1934 ファクス：0774-93-2233

電子メール : jichi@town.seika.lg.jp